

非常変災における授業の取扱いに関する申合せ

教務委員会改定 令和5年10月13日

1 趣旨

この申合せは、学生の安全を確保することを目的として、避難情報（警戒レベル4避難指示及び警戒レベル5緊急安全確保に限る。）並びに特別警報（暴風、大雨、暴風雪及び大雪に限る。）及び警報（暴風に限る。）（以下「避難情報等」という。）の発令時における対面授業及びリアルタイム型（同時双方向型）の遠隔授業（以下「授業」という。）の取扱いに関し必要な事項について、申し合わせる。

2 避難情報等による休講等の措置

(1) 熊本市に避難情報等が発令された場合（避難指示（土砂災害）については中央区が含まれる場合に限る。）は、次のとおり休講等の措置をとる。

なお、授業の開始後に発令された場合は、当該授業は継続するものとする。ただし、学生の安全確保のため、即時休講とすることがある。

- ・ 午前6時の時点で発令されている場合
午前中の授業休講
- ・ 午前6時から1時限終了より前までに発令された場合
発令以後の午前中の授業休講
- ・ 1時限終了までに解除となった場合
3時限から授業実施
- ・ 1時限終了の時点で発令されている場合
終日休講
- ・ 1時限終了以降に発令された場合
発令以後終日休講

(2) 教育・学生支援担当の副学長は、熊本市に避難情報等が発令される蓋然性が極めて高いと判断する場合には、予防的に休講等の措置を講ずることができる。

(3) 学部、研究科又は教育部の長（以下「学部長等」という。）は、授業開始後に避難情報等が発令された場合において、下校時における安全保持のために、施設内に学生を留め置くことが適切であると判断するときは、(1)の規定にかかわらず、次の時限以降の授業を実施させることができる。この場合においては、当該学部長等は、その特別な対応につき速やかに教育・学生支援担当の副学長に報告するものとする。

3 遅刻・欠席した学生の取扱い

次の場合は、学生の申し出に基づき、遅刻又は欠席（早退を含む。以下同じ。）として扱わないものとする。

なお、授業担当教員の判断により、当該学生に対して、オンデマンド型（非同時双方向型）の遠隔授業（以下「オンデマンド型授業」という。）の措置を行うことができる。

(1) 安全の確保が優先される場合

熊本市に避難情報等が発令されていない場合において、学生の居住地や通学路等に避難情報等が発令されているなど、状況により登下校時における安全が保持できないことが予想されるため、やむを得ず授業に遅刻し、又は欠席したとき

(2) 公共交通機関の運行停止等の影響を受けた場合

避難情報等発令の有無にかかわらず、悪天候時に授業が行われる場合において、公共交通機関の運行停止等の影響を受け、やむを得ず授業に遅刻し、又は欠席したとき

4 避難情報等以外の非常変災への対応

前記2に定めるもののほか、不測の事態（国立大学法人熊本大学危機管理規則（平成19年3月26日制定）に基づき設置される災害対策本部が対応する重大な非常変災を除く。）が生じた場合は、教育・学生支援担当の副学長が関係する学部長等と協議の上、休講の是非を決定する。

5 休講等の措置の周知方法

休講等の措置は、学生及び教職員に、熊本大学ウェブサイト等により周知する。なお、前記2（3）の措置については、各学部等において周知を行う。

ただし、これらの周知がない場合は、気象庁、熊本市防災情報ポータル等最新情報を確認の上、前記2（1）に基づき、各自で休講等の有無を判断し、前記3も踏まえて、安全の確保を優先して行動するものとする。

6 休講の措置の代替措置

休講となった授業については、補講を行うものとする。補講は、授業担当教員の判断により、補講日等に実施する授業、オンデマンド型授業又は課題提出等の代替措置により行うことができる。

7 教育実習等について

教育実習、病院実習等については、各実習先の指示に従うものとする。

8 その他

この申合せに定める場合のほか、不測の事態が生じた場合にあっては、教育・学生支援担当の副学長は、必要な措置を講ずることができる。

附則 この申合せは、平成9年11月27日から実施する。

附則 この申合せは、平成30年4月1日から実施する。

附則 この申合せは、令和3年5月20日から実施する。

附則 この申合せは、令和5年10月13日から実施する。